

恵那市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、市民が自己の居住の用に供する住宅及び店舗等と兼用する住宅（以下「住宅等」という。）に太陽光発電設備及び蓄電池を設置することに要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、恵那市太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の対象となる太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）は、第6条の規定により交付の申請を行う年度が属する4月1日以降に契約をした設備のうち、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 住宅用太陽光発電設備 次の全ての事項に該当する設備

- ア 商用化され、導入実績がある設備であること。
- イ 未使用品であること。
- ウ リース契約の設備でないこと。

(2) 蓄電池 次の全ての事項に該当する設備

- ア 商用化され、導入実績がある設備であること。
- イ 前号で導入する太陽光発電設備の附帯設備であること。
- ウ 未使用品であること。
- エ リース契約の設備でないこと。
- オ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- カ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- キ 定置用であること。
- ク 蓄電池の価格と設置工事に係る費用の額を合計した額（消費税及び地方消費税を含まない価格）の蓄電容量1キロワットアワー当たりの額が、155,000円以下であること。
- ケ 別表に掲げる蓄電池の仕様を満たす物であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効

果がある設備の購入費及び設置に係る工事に要する費用とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 第10条の規定により実績報告書を提出する時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の定めにより本市の住民基本台帳に記録された者

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内で自ら所有し、居住する住宅等の屋根又は敷地内にエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果がある設備を設置し、及び所有する者であること。

イ 市内で自らが居住の用に供する目的で、補助対象設備が設置されている新築の住宅等を購入した者であること。

(3) 補助対象者及び当該補助対象者と同じ世帯に属する者が、本市における市県民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、下水道受益者負担金及び保育料(以下「市税等」という。)を滞納していない者であること。

(4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)で定める固定価格買取制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること。

(5) 自己託送(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに規定する接続供給をいう。)を行わない者であること。

(6) 再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(平成29年3月資源エネルギー庁策定)に定める遵守事項を遵守する者であること。ただし、専ら固定価格買取制度の認定を受けた者に対する事項を除く。

(7) 発電した電力量の30パーセント以上を第6条の規定により交付申請した住宅等の敷地内で自ら消費する者であること。

(8) 環境価値(設置した設備によって発電された電気の持つ温室効果ガスの削減という付加価値をいう。)を、当該電気の供給を受けて使用する者に帰属させることができる者であること。

(9) 補助対象設備について、国、岐阜県及び本市からの別の補助金、交付金等の交付を受けていない者であること。

(10) 補助対象設備の減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、補助対象設備の導入に関する温室効果ガスの排出削減に係る効果について、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第5号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量（平成22年経済産業省、環境省告示第3号）で定めるJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。

(1) 住宅用太陽光発電設備 最大出力（単位をキロワット表示とし、電力量に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、1キロワット当たり7万円を乗じた額とし、5キロワット相当分を限度とする。

(2) 定置用蓄電池 蓄電池の価格と設置工事に係る費用の額を合計した額（消費税及び地方消費税を含まない価格）の3分の1の額とし、5キロワットアワー相当分を限度とする。

2 補助金を交付することができる回数は、住宅等1戸につき1回を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、恵那市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置に係る見積書又は補助対象設備が設置されている新築の住宅等の購入に係る見積書（補助対象設備ごとの購入及び設置に要する費用が確認できるものに限る。）

(2) 補助対象設備の設置場所の地図

(3) 補助対象設備の型式等が分かる仕様書

(4) 誓約書（申請者用）（様式第2号）

(5) 誓約書（施工業者用）（様式第3号。補助対象設備が設置されている新築の住宅等を購入するときを除き、次条の規定により交付決定を受けた後に契約をするときは、本誓約書を当該契約の後に速やかに市長に提出することとする。）

- (6) 補助対象設備に関する電力の発電量及び消費量の計画書
- (7) 市税等の納付状況の確認同意書（様式第4号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（決定の通知）

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、恵那市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、恵那市太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。
（補助事業等の内容の変更等）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下げをしようとするときは、恵那市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定変更（中止・取下）承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等の承認を認めるときは、恵那市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定変更（中止・取下）承認通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。
（状況報告）

第9条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。
（実績報告）

第10条 交付決定者は、対象の補助対象設備の設置が完了したときは、補助対象事業の完了の日から起算して90日を経過する日又は当該補助事業に係る第7条に規定する交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに恵那市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第9号）（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書、領収書及び保証書の写し

- (2) 電力会社との接続契約書及び売電契約書の写し（接続契約及び売電契約するときに限る。）
- (3) 次に掲げる写真
 - ア 補助対象設備を設置した住宅等の全体が分かる写真
 - イ 補助対象設備の設置状況が分かる写真（定置用蓄電池については、住宅用太陽光発電設備との連系状況の分かるものに限る。）
- (4) 交付決定者の世帯全員の住民票の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金等の額の確定等)

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかを調査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、恵那市太陽光発電設備等設置費補助金交付確定通知書（様式第 10 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第 12 条 交付決定者は、前条の額の確定通知を受けたときは、恵那市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第 11 号）を提出する。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。この場合において、補助金の交付については、当該交付決定者本人の名義の口座への振り込みとする。

（財産処分等の制限）

第 13 条 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供すること（以下「財産処分等」という。）を行うときは、あらかじめ恵那市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第 12 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象設備を財産処分等するときは、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合においては、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、恵那市太陽光発電設備等設置費

補助金財産処分等承認通知書（様式第 13 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の再確定）

第 14 条 交付決定者は、第 11 条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して違約金、返還金その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事業があるときは、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 10 条の規定に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けたときは、第 11 条に準じて改めて補助金の額の再確定を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、交付決定者にその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がないときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 15 条 市長は、交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 交付決定者が、法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わないとき。

（2） 交付決定者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（3） 交付決定者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合においては、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により返還を命じられた交付決定者は、その命令に係る補助金の交付を受けた日から納付の日までの日数に応じ、交付決定を受けた額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市長に納付しなければならない。

（現地調査等）

第 16 条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応

じて交付決定者に対し、現地調査等を行うことができる。

2 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて事業の成果を示す資料の提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第 17 条 交付決定者は、この補助金に関する申請書及び実績報告書に関連する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。